

一方的な地方公務員給与削減の強制は

労働基本権に制約のある地方公務員の給与・労働条件は、人事委員会勧告制度を基本に、労使の自主的な交渉・協議、合意のもと、条例・規則で定められるものであり、現行の給与決定制度に反する。

地方自治体は、労使合意のもと、定数削減や独自給与削減を長年実施してきた。今回の措置は、地方の努力を踏みにじり、仕事に対する誇りを傷つけた。地方で働く人間の尊厳に対する侵害であり、労使自治への不当な介入である。

防災・減災事業や地域経済の活性化等を削減理由としているが、国の政策目的のため地方固有の財源である地方交付税を削減することは、憲法第 92 条で示されている地方自治の原則を蔑ろにするものである。

山積する教育諸課題の解決に向けて教職員の人材確保が重要であることから、義務教育費国庫負担金減額は問題がある。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第 12 条による「地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする」規程との整合性がない。

地方公務員給与引下げは、民間給与、地域経済にマイナスの影響を与え、削減理由とした「地域経済の活性化」には繋がらない。デフレ脱却をめざす政権の目標とも矛盾しており、詭弁を弄した政策である。

以上のことから私たちは、地方公務員給与削減強制に強く反対します。

氏 名	氏 名

取組組織：

1 0 0 - 8 9 2 6

東京都千代田区霞が関二
一
一
二

総務大臣
新藤義孝様

全日本自治団体労働組合
日本教職員組合
日本都市交通労働組合

全日本水道労働組合
日本高等学校教職員組合
全国自治団体労働組合

公務員連絡会地方公務員部会

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館内
03-3251-7799